

2007 年度「JFA メンバーシップ制度基本還元金」概要説明

1. 配分に関する基本的な考え方

従来(2006 年度基本還元金)の配分総額に加え、約 1 億円を増額する。

2. 項目

A. 登録還付金

B. 【都道府県】交付金

C. 【地域】交付金

D. 【都道府県】インセンティブ

3. 配分基準

A. 登録還付金

2007 年度のチーム/監督/選手登録料実績の25%を都道府県協会に還付する。

B. 【都道府県】交付金

基準額

都道府県協会に対して一律 250 万円。

地域事情考慮

北海道・・・北海道(地域)を 4 県分と判断し、3 県分の750 万円を追加。

沖縄県・・・交通・地理的事情を勘案し、150 万円を追加。

沖縄県協会の役員(理事長・種別/専門委員会)は、年間で延べ 30~40 回、会議のために九州本土へ出張する。一回の往復交通費は、約 5 万 5,000 円のため、5 万円×30 回=150 万円を基準として追加する。

組織基盤

組織基盤として、法人格・事務局・常勤事務局体制の 3 項目を設ける。

《法人格》

法人格を有する都道府県協会に対して、奨励および事務局補助として100万円。

都道府県協会は、JFA に法人格取得を証明する書類(登記簿謄本・設立許可証のコピー等)の届け出を行った上で、JFA の判断により支給額を決定する。(翌月の JFA 理事会にて承認する。)

尚、年度の途中で法人化した場合は、法人格取得月より、以下の通り支給する。

4月～6月:100万円

7月～9月:75万円

10月～12月:50万円

1月～3月:25万円

《事務局》

事務所・PCを所有し、事務業務を行う体制にある都道府県協会に対して、事務局補助として50万円。

《常勤事務局体制》

常勤事務局体制の整備されている都道府県協会に対して、奨励および事務局補助として150万円。

都道府県協会は、JFA に申請を行った上で、JFA の判断により支給額を決定する。(翌月の JFA 理事会にて承認する。)

常勤事務局体制とは、以下の4項目が全て整備されている事を指すものとする。

- 対象者として原則、専務理事/理事長・副理事長(法人の場合は常務理事)・事務局長の役職および「JFAスポーツマネジャー」の資格(SMC修了生)を有する人材が1名以上いる。
- 対象者は協会事務局の実務の中心であり、JFA のカウンターパートとなっている。
- 対象者は原則として週5日間、事務局の業務時間中(原則9時半～18時)にフルタイムで勤務している。
- 対象者は勤務に対する対価を給与として所得しており、原則としてその報酬は本人の主たる収入となっている。

尚、年度の途中で常勤事務局体制が整備された場合は、該当月より、以下の通り支給する。(年度の途中で常勤事務局体制に変更が生じ、該当しなくなった場合は、下記の金額を参考にしながら、JFA にて対処を決定する。)

4月～6月:100万円

7月～9月:75万円

10月～12月:50万円

1月～3月:25万円

事業規模

都道府県協会の2006 年度収支決算における収入金額に応じて、以下の通り段階配分にて支給する。

0 円～5 千万円未満: ……………	0 円
5 千万円以上～1 億円未満: ……………	20 万円
1 億円以上～1 億 5 千万円未満: ……………	40 万円
1 億 5 千万円以上～3 億円未満: ……………	60 万円
3 億円以上～5 億円未満: ……………	80 万円
5 億円以上～: ……………	100 万円

審判

都道府県協会の2006 年度審判登録数に応じて、以下の通り段階配分にて支給する。

0 人～500 人未満: ……………	0 円
500 人以上～2 千人未満: ……………	10 万円
2 千人以上～5 千人未満: ……………	20 万円
5 千人以上～1 万人未満: ……………	30 万円
1 万人以上～1 万 5 千人未満: ……………	40 万円
1 万 5 千人以上～: ……………	50 万円

指導者

都道府県協会の2006 年度指導者登録数に応じて、以下の通り段階配分にて支給する。

0 人～250 人未満: ……………	0 円
250 人以上～500 人未満: ……………	10 万円
500 人以上～1 千人未満: ……………	20 万円
1 千人以上～2 千 500 人未満: ……………	30 万円
2 千 500 人以上～4 千人未満: ……………	40 万円
4 千人以上～: ……………	50 万円

Jクラブ

Jクラブを有する都道府県協会に対して、それらのクラブの諸活動への対応資金としてJ1は50万円・J2は25万円を基準に、そのクラブ数に応じた金額を支給する。

□強化育成資金(都道府県協会:100万×47FA)は、JFAとしての予算原資は確保するが、基本還元金の項目から除外し、指導普及の施策関連補助(技術委員会/技術部管理)に移行する。

C.【地域】交付金

地域への交付金総額の枠を2,900万円として考える。

基準額

地域協会に対して一律150万円。

地域内 都道府県数 考慮

2,900万円から、基準額の総額(1,350万円)および強化育成資金の総額(900万円)を差し引いた650万円を、地域内の都道府県数に応じて配分。

□上記に基づくと、1都道府県あたり13万円となる。(北海道地域は4県分に換算)

□強化育成資金(地域協会:100万円×9FA)は、JFAとしての予算原資は確保するが、基本還元金の項目から除外し、指導普及の施策関連補助(技術委員会/技術部管理)に移行する。

D.【都道府県】インセンティブ

2,000万円を原資として、都道府県協会の登録選手数/人口比・登録チーム数の増加率・登録選手数の増加率に応じて配分する。

登録選手数/人口比・・・インセンティブ配分総額の50%を配分

・各都道府県の人口(総務省が発表する人口推定に基づく)に対する前年度(2006年度)末の登録選手数の比率に応じて支給する。

□1,000円未満は四捨五入

登録チーム数の増加率・・・インセンティブ配分総額の25%を配分

・前々年度(2005年度)末に対する前年度(2006年度)末の登録チーム数の増加率に応じて支給する。

・減少した場合は、増加率0%(インセンティブ=0円)として扱う。

□1,000円未満は四捨五入

登録選手数の増加率・・・インセンティブ配分総額の25%を配分

・前々年度(2005年度)末に対する前年度(2006年度)末の登録選手数の増加率に応じて支給する。

・減少した場合は、増加率0%(インセンティブ=0円)として扱う。

□1,000円未満は四捨五入

以上